## 第2節 電気設備(特別高圧設備)

为 Z 剧 电 X Q 闸 (	記 載 例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内容	内	契約書	共通仕様書
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	○○事業○○業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共 通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及 び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。		第1条	第1-1条
(目 的)第 1-2条	(目的) (名称) (レベル) この業務は、○○事業の○○○ため、○○○電気設備の○○設計を行うものである。 ※なお、この業務は、業務成果に基づき予定する工事の発注方式を「設計・施工一括発注方式」とするものについて、必要な設計検討を行う試行業務である。	1-2 (目的)は、次の例のように具体的に記入する。 (記入例) ・基本計画書の作成に利用する。 ・全体実施計画書の作成に利用する。 ・河川協議に利用する ・地元説明に利用する ・地元説明に利用する ・工事実施に利用する。 (名称)は、業務の対象となる施設名を記入する。 (レベル)は、構想、基本及び実施の区分を記入する。 業務成果に基づく予定工事を「設計・施工一括発注方式」とするもののうち、同方式に対応させた設計検討(簡易型設計等)を行う業務については※部を追記する。		
(場 所) 第1-3条 (土地の立入り	この業務において対象とする、□□□□□の建設予定地は、○○県○○市 (郡)○○町(村)○○地先で、別添位置図に示すとおりである。	1-3 ・□□□□□には、当該施設名称を記載する。		
等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の 許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任 において処理するものとする。	1-4 ・土地の立入り等に係る制約条件及び補償については、特に必要な場合に記入する。		第 1-16 条
(低入札価格契約 における第三者照 査) 第 1-5 条	(記載例-1)  1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。  2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2)○○農政局において、○○年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3)○○農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。	1-5 ・本条(低入札価格契約における第三者照査)は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 【予定価格が1,000万円を超える場合】		

	記 載 例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内容	内	契約書 共通仕様書
項	(4) 共通仕様書第1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 ア 親会社と子会社の関係にある イ 親会社と子会社の関係にある ②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者の通知 受注者は、第三者の照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画	内 容 【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 ・2~8は(記載例-1)と同じ	契約書 共通仕様書

	記載	例		作成要	領及び留意事項		
項目	内	容		内	容	契約書	共通仕様書
(履行確実性評価 の達成状況の確 認)							
第 1-6 条	実性評価の審査で提出した追加資料に正し、これを裏付ける資料とともに、上で、提出された資料をもとに以下の認し、その結果を業務成績に反映させ提出されない場合には以降の提出を受ものとする。  1 審査項目 a) ~ c) において、審査時にある。  2 審査項目 d) において、審査時にた場合	格を下回る金額で受注した場合には、履行確 ついて、業務実施状況を踏まえた実施額に修 業務完了検査時に提出するものとする。その 内容について履行確実性評価の達成状況を確 るものとする。なお、業務完了検査時までに け付けず、業務成績評定に厳格に反映させる 審査時に比較して正当な理由なく必要額を下 こ比較して正当な理由なく再委託額が下回っ た、実施体制、実施手順、工程計画が正当な に関する問題が生じた場合	【技術提案の評ある場合】	価項目に新たに「履行確実性	」を加えて技術評価を行う対象	食業務で	
(一般事項) 第 1-7 条		対以外の一般事項は、次のとおりである。 法等について監督職員と密接な連絡を取り、 る。	じ、必要なも ・ I S O 9 0 0	のを記載する。 0 s 認証取得(JIS Q9 条件として発注する場合は、 内 1 本業務の実施に当たって 証取得している適用規格 より行う。	ていない事項で、設計作業の内 001:2000[ISO9( 以下の内容を記載するものと 容 では、設計図書による他、受注 の要求事項に基づく品質シス の認証の維持に関して不測の事	<b>3001:</b> する。 者が認 テムに	
				疑義が生じた場合は、発達 たるものとする。 3 受注者は、品質システム 監督職員が行う調査等に対	注者と受注者が協議のうえ、これを適用した品質管理活動に関けし、協力するものとする。 系る費用は受注者の負担とする	れに当して、	
			(品質シス テム文書 の取扱い) 第1-12条	品質計画書)のうち、当該 務計画書の提出期限までは なお、本業務を同一の受 で、かつ各組織毎に別々は	文書(品質マニュアル、作業月 核業務の品質計画書を、当該業 こ、監督職員に提出するものと を注者が複数の組織間で実施す こ認証取得している場合には、 書を作成し、提出するものとす	務の業 する。 る場合 各組織	

	記	載  例			作成	要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内		容		内	容	契約書	共通仕様書
					業務の品質計画書にお ものとする。 3 受注者は、従来どお 業務計画書と当該業務	の複数の組織間で実施する場合は、当該いて、各組織との関係を明確に記述する らり業務計画書を提出するものとするが、 多の品質計画書の記述内容に重複する部 に参照または引用する構成で作成するこ	3	
				(品質シス テムの変 更) 第1-13条 (発注者へ	受注者は、第 1-12 条 質計画書の変更が必要な 提出するものとする。	₹1の規定に基づき提出した当該業務の品 よ場合は、速やかに変更内容を監督職員に		
				(発注者へ の協力) 第 1-14 条	1 受注者は、発注者が 品質システム文書、品 明を求められた場合は 2 受注者は、監督職員 握を行うため、品質シ	が設定する場において、発注者が作成した。質記録等及び調査報告書等についての説は、これに協力するものとする。 はが当該業務の品質システム運用状況の批システム文書に関する関係資料の提示、まなめた場合には、これに協力するものとす		
(管理技術者) 第 1-8 条		兼書第 1−6 条第 3 項による 門・選択科目は次のとおり 技術部門	ものとし、農業土木技術管理士である。 選択科目	・記載例におり	ナる「技術部門」及び「選技 じて適切に指定すること。	択科目」は代表例を示したものであり、		第 1-6 条
	具 俗	1次[1] [1]	電気電子-電気設備等	・技術士で、記		「選択科目」以外の部門を含めて指定す	る	
		総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	・シビルコンサ	サルティングマネージャー	・(RCCM)で、記載例の「技術部門」 紙-2を参考に追記する。	以	
	技術士	電気電子	電気設備等					
		農業	農業土木					
	   博士	農学	農業農村工学					
	シヒ゛ルコンサルティンク゛マネーシ゛ャー	電気電子						
		農業土木						

	記	載  例		作成要	領及び留意事項		
項目	内		容	内	容	契約書	共通仕様書
	及びシビルコンサルティン	/グマネージャー(農業)	技術士(農業-農業農村工学) 上木)については、○○もしくは ·記載した経歴書を監督職員に提	・○○には高圧設備、特別高圧設備及び水	管理設備等の当該業務工種を記入する。		
(照查技術者) 第 1-9 条	1 照査技術者は、共通仕 士以外の資格に係る技術		よるものとし、農業土木技術管理 とおりである。	1-9 ・本条(照査技術者)は、当該業務で照査			第 1-7 条
	資格	技術部門	選択科目	・記載例における「技術部門」及び「選択	科目」は代表例を示したものであり、業		
		総合技術監理	電気電子-電気設備等 農業-農業土木	務内容に応じて適切に指定すること。 ・技術士で、記載例の「技術部門」及び「 場合は、別紙-2を参考に追記する。 ・シビルコンサルティングマネージャー(			
	技術士	<i>x</i> ⊢ <i>x</i> →	農業-農業農村工学	外の部門を含めて指定する場合も、別紙			
		電気電子	電気設備等				
		農業	農業土木 農業農村工学				
		農学	辰未辰们 上子				
		電気電子					
	シヒ゛ルコンサルティンク゛マネーシ゛ャー	農業土木					
	学)及びシビルコンサル しくは○○を含む施設の 職員に提出するものとす 2 本業務における照査は という。)に基づき実施	ンティングマネージャーの設計の実務経験を有する。 は、「設計業務照査の手引 でする。また、「照査手引	<ul><li>大技術士(農業-農業農村工(農業土木)については、○○もることを記載した経歴書を監督</li><li>「書(案)」(以下「照査手引書」 は基づく照査により作成しる報告書に含めて提出するものと</li></ul>	・○○には高圧設備、特別高圧設備及び水 ・「照査手引書」に基づく照査を行うことに以下の内容に変更する。 2 共通仕様書第1-7条第4項でいう、のとおりとする。 (1)業務計画作成時 (2)基本条件の設定時 (3)細部条件及び構造検討項目の決定時 (4)設計計算書、設計図、数量計算書等の (5)その他、照査計画作成時において監督	が出来ない工種で照査を行う場合は2を 監督職員が指示する業務の節目とは、次 の作成時		
(担当技術者) 第 1-10 条	3 当該業務の中で照査技 担当技術者は、共通仕様		乗務することはできない。 とする。	1-10			第 1-8 条
				・設計業務と測量業務を一括発注する場合 り作業計画等の中で従事技術者の報告が			

	記	載	例					作 成 要	領及び留意	意 事 項		
項目	内		名	\$			内		容		契約書	共通仕様書
(技術者情報の登 録)												
第 1-11 条	に基づく技術者情報の登 1 受注者は、業務計 る分担業務を明確は 務組織計画を変更す 2 農業農村整備事業	登録に当たって 十画書の業務組 こ記載するもの つる際も同様と き測量調査設計	は、次によるものとす 織計画に配置技術者の とする。なお、変更業 する。	所属・役職及び担当す 務計画書において、業 技術者の登録は、業務								第 1-11 条第 1-12 条
(保険加入) 第 1-12 条	書に明示しなければなり	ない。		している旨を業務計画 明する書類を提示しな								第 1-37 条
(技術員等の配 置)												
第 1-13 条	本業務は、現場技術業 第 2788 号農林水産省農 において調整等の対象と 配置する技術員等の日	村振興局長通知	知) 別紙 現場技術業務 る。	F2月6日付け13農振 実施要領に基づく業務	なお、		<b>幹に技術員</b>		対象とする業務の場 くても、必要に応じて	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	設計の基本事項に関し お、他の図書を適用する			用するものとする。な のとする。		引する技術基 2入例)	<b>基準等の</b> 名	呂称、発行所及び	制定(改訂)年月を	記入する。		
	番号名	称	発行所	制定(改訂)年月	番号		名	称	発 行 所	制定(改訂)年月		
					1	土地改良 用·解説		可設計基準及び運 ポンプ場」	(公社)農業農村 工学会	平成 30 年 5 月		
					の名	圧編)     圧編)	電気通信記 ける。		(一社)農業土木 事業協会 準、技術指針等から道 されている場合は、そ	平成 20 年 3 月   		
						使用する旨 「年月は、聶		ける。 Dを記入する。				

	ı	記	Ţ	載	例		
項目			内				容
(設計条件) 第 2-2 条	1 設 (1)	計基本条件 受変電設備	件 備	件は、次の	とおりであ	ある。	
	2	等)	((主負	苛設備(付帮		含む)、管理	所動力設備、照明設備
	(2)	付帯設備 受変電談		送規格等含む 記備の種類		内電源設備、	, 直流電源装置等)
	負	配線設備 負荷設備と 主要負荷		-			
	in in its second in the initial initial in the initial initia initia initial initia initial initial initial initia initial in	備名称	種 別	電気方式	及び電圧	負荷容量	配線区間
(参考図書) 第 2-3 条	設計作とする。	業の参考	とする図	書は、共通	仕様書第2	2-1条によ	るほか次表によるもの
	番号	名		称	発	行 所	制定(改訂)年月

		作后	丈 要	領	及	び	留	意	事	項		
	内	]					容				契約書	共通仕様書
2-2-1 ・事業計画(構 本的な諸元を			から!	与えら	れる	当該	<b></b>	<b>〔</b> 設備	前にス	<b></b>	T. I.	
2-2-1-(3)												
(記入例)	年 叫	<b>承与</b> +→7	小学工		. #: />	<b>B</b> .		3£7	<b>少</b> 白	E III	1	
設備名称	種別	電気方式及			荷容」					区間	1	
1号系ポンプ設備		3 φ 3 W 6		-	500 k					1号系引込盤	-	
2号系ポンプ設備	動力 動力	3 φ 3 W 6	, 000 V	1,8	800 k	W	変圧	器二沙	ペ盤ー	2号系引込盤	]	
<ul><li>・設計基本条件の他設計を制約する。</li><li>2-3</li><li>・参考にする図(記入例)</li></ul>	力する各種	の条件があ	らかじ	め定め	からえ	いてい	ハる	易合り			I	第 2-1 条
	名	称		発	行	所		制定	定(i	改訂) 年月	]	
1 発変電	規程(JEAC	5001)	(一社	上) 日本	<b>広電</b> 気	[協会	<u>&gt;</u>	平月	成 27	7年7月		
1 2 1		O耐震設計 R 1 4 4)	(一社	上) 日本	<b>比電</b> 機	後工美	業会	平月	戊 29	9年 3月		
3 建築設 針	備耐震設計	十・施工指	(一社 ター	上) 日本	<b></b>	きせい		平月	成 26	6年 9月		
1 / 1	気設備のm ニュアル	付震設計•	1	t) 日本 t) 電気				平月	戊 28	3年 1月		
5 電気通 解説 (		十要領・同	(一社 会	上) 建設	2電気	技術	<b></b> 村協	平月	戊 29	9年 3月		
6 電気通 解説(		十要領・同	(一社 会	上) 建設	2電気	技術	<b></b> 村協	平月	戊 29	9年 3月		
7	<ul><li>策設計施コ</li><li>・同解説</li></ul>	工要領	(一社 会	上) 建設	型電 安電 気	技術	析 <u>協</u>	平月	戊 18	8年11月		
8 雷害対	策設計ガイ	<b>ド</b>		t)日本 工業会		·護:	ンス	平月	戊 28	3年 1月		
	情・電気通 がを記入す		の設計	·基準	• 技 <sup>*</sup>	術指	<b>針</b> 等	から	適月	目する参考図		

		記 載 例					・ 領及び留意事ュ	 項		
項目		内	容			内	容		契約書	共通仕様書
(貸与資料等) 第 2-4 条		料は、次のとおりである。 			2-4 •貸与資料等 (記入例)	こついて必要なものは適宜に	こ追加する。		第16条	第1-4条第1-13条
	分類	貸 与 資 料	数量		分類	貸		数量		
					業務報告書	○○年度 ○○○ダム実施	施設計 (○○○) 業務	1部		
					"	○○年度 ○○○ダム取力	k 放流設備実施設計業務	1部		
					"	○○年度 ○○○地区水管	管理制御設備基本設計業務	1部		
(参考図書及び貸与資料の取扱)第2-5条 (関連業務)第2-6条	第2-3 る。 1 が 2 参督 2 監督 3 請 業 本	3条、第2-4条に示す参考図書及び貸 高図書及び貸与資料の記載事項に相互に だた場合は、監督職員と協議するものと 高図書は、設計作業時点の最新版を用い 競員と協議するものとする。 高資料は、原則として初回打合せ時に一 があった場合のほか完了検査時に一括返 と関連する他業務は次のとおりであり、 全関連する他業務は次のとおりであり、 全 第 名	こ矛盾がある場合、又にとする。 い設計作業中に改訂され 一括貸与するものとし、 区納しなければならない 監督職員及び関連業務 計としなければならない	は解釈に疑義れた場合は、監督職員のい。	に受注者に 2-5-3 ・初回打合せ 2-6	是供するよう努める必要がま 時に一括貸与できない場合に	) 得るので、発注者は基準改正のある。 は、貸与資料ごとに貸与時期を	示す。		

	記 載	例		作 成	要 領 及	び留意	事 項		
項目	内	容		内		容		契約書	共通仕様書
第3章 設計作業 内容 (作業項目及び数 量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量になお、詳細は別紙-1設計作業項目	は、次の作業項目表のとお 目内訳表(当該項目)に○F	的な設計諸元は、 おける土木構造物 る。 なお、前段設計 容(歩掛)が重複 (記入例) 作業で 電気設備実施 ・現地踏査 ・設計計画	いては、記入係 計について記載 原則として前移 等の構想設計、 等における重複 しないよう確認	載しているが、当 設計等(電気設 基本設計)で検 基本設計)で検 返項目に対しては 忍する。 数 量 1 式	に作業項目を記該電気設備に が電気設備に がでいる。 計されている。 、作業内容を見	求められる基本 実施設計以前に ことを基本とす	大利百	<b>光旭山冰</b> 首
			業項目内訳表の作 (記入例) 道路 エ 河川協議等に必 オ 変更時の記載方	業項目内訳表によっているが、各のられているがのでいる時に追加である変には一つ容を大きない。また、といる場がは、一次のでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは	こは、「設計業務 種業務の条件が 作業内容で、参 合は、その作業 する。 こも作業内容が異 する。 討	標準歩掛」に標準歩掛の内容等は、内容等のな場合は、原理である場合は、原本である。	基づく標準的な 容と異なる場合 適正と認められ の条件や技術者 引紙-1設計作		

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項
項目	内容	内 容 契約書 共通仕様書
		なお、別紙-1設計作業項目内訳表「作業実施欄」には、変更後の全ての作業項目に〇印を付す。 カ 歩掛調査は、「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」に基づき、原則として国の職員が行うものであるが、その一部を当該業務の受注者等に行わせる場合は、次表を作業項目に追加する。
		作業項目数量備考
		歩掛調査 1式
(設計作業の留意 点) 第 3-2 条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。	3-2
	<ul> <li>1 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</li> <li>2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</li> <li>3 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</li> <li>4 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</li> <li>5 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の</li> </ul>	<ul> <li>作業の留意点について必要なものは適宜追加する。</li> <li>河川協議、技術審査委員会資料等が業務の途中で実施される場合は、実施時期や要求資料等について明示する。</li> <li>特に図面縮尺等を明示する必要がある場合は記入する。</li> </ul>
	提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。 (1)農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.doを参照。 (2)新技術情報システム(NETIS)ついては、http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.aspを参照。 6 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。	3-2-6 ・工事工種の体系化に施設機械の工種は含まれていないため、数量算出規定等があれば貸与する。
(業務の成果品質 確保対策) 第 3-3 条	契約後業務着手時、最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。 1 業務確認会議	・全ての業務の内、担当課長が必要と認めたもの及び工事発注に使用する設計業務 を対象に、業務の成果品質確保として取り組む場合に記載する。

	記 載 例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内容	内容	契約書 共通仕様書
块	性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性	・確認事項については、以下を参考に、業務内容に応じて適宜設定すること。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他:事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等	契約書       共連任体書

	記 載 例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内 容	内容	契約書	共通仕様書
(業務写真における黒板情報の電子化)第 3-4 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載 情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を 図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行う ことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1 から4 によ りこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器 等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達 のために参照すべき略号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「https://www.cryptrec.go.jp/list.html])に記載する基準を用いた信性憑確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を 得なければならない。 3 黒板情報の電子の記入に関する取扱い (1) 受注者は、用板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、用板情報の電子的記入に関する取扱い (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」 には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮 影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者 へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) の チェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性 チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子 化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に 含まれる。	・業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。		

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内	内	契約書	共通仕様書
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	<ol> <li>本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</li> <li>情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。</li> <li>受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</li> </ol>			
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 設計作業着手の段階 第2回 中間打合せ( ) 第3回 中間打合せ( ) 第4回 中間打合せ( ) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	5-1 ・中間打合せについては、( ) 内に具体的な作業段階を記入する。 ・特別高圧設備では、技術的な面で電力会社との打合せに受注者を同行させることが望ましいため、中間打合せについては、( ) 内に具体的な作業段階又は関係機関との打合せ内容を記入する。 (記入例) 第2回 中間打合せ(基本条件整理段階) 第3回 中間打合せ(計画・設計段階) 第4回 中間打合せ(細部設計段階)		第 1-10 条
	(記載例-1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	【予定価格が1,000万円を超える場合】		
	(記載例-2) ただし、別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】		
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R又はBD-R)で正副2 部及び成果物の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)を提出するものとする。			第 1-17 条

	記 載 例	作成要領及び留意事項	
項目	内 容	内	契約書 共通仕様書
(成果物の提出 先) 第6-2条 第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条 第8章 定めなき 事項	内容	作成要領及び留意事項 内 容 7-1-6 ・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合は、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。	契約書 共通仕様書 第 17 条 第 1-21 条 ~ 第 20 条 第 1-24 条
· ·	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。		第 58 条

	 記	載	例			
項目		内				
別紙-1 設計作業項目内訳		1 3		·H		
表 [実施設計]	作業項目	標	準 作 業	内容	作業 当初	実施欄 変更
	1 現地調査	実施設計の 周辺の現地調		建設予定地及び		
	2 設計計画	実施設計の るとともに、 計を行うた。	ための貸与資料 設計に必要な資 めの作業要領書	料を整理、把握す 資料を収集し、設 及び工程計画書		
	3 設備仕様検討(設計計算)	行(1) (2) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨付〕 配①②③④⑤そ〕仕〕 備。全引盤単体変受受主配主監保盤機帯受量線配電線接配の接様各様仕 体込代線設電電電回電要視安構器設変等設線圧種地管他地書設を様 図設器結び電影・の音楽を の作備作権 の設として、 (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (8) (7) (8) (8) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	基構備点端結式器御絡の置置設決 路下決続び 種成の成計 図外き の 選量及決決式置定決 に び算 決一 と 様る果 図 定及び保 (D決決 に び算 決一 と 様る果 図でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	E等の決定 CB、Tr、LA等) (保安電話) る設備の種類、容 での決定 ク等の決定 ク等の決定 シク等の決定 シク等の決定 と、設計図を作成		
		•				

作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	ı	
内容	契約書	共通仕様書
ア 共通事項 ・実施設計する設備の内容に応じて、設計作業項目等を適宜追加、削除するもの とする。		
イ 現地踏査 ・現地踏査 ・現地踏査は、関連土木構造物及び施工条件(電力・電話引込み調査含む。)等電気設備設計に必要な内容調査で、作業内容に明記するとともに必要な歩掛を計上する。 (記入例) ・受電地点の確認		
ウ 設備仕様検討 ・実施設計する設備の内容に応じて、標準作業内容を適宜追加、削除するものとする。		

		 載 例		作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目		内容		内容	契約書	共通仕様書
	作業項目	標準作業内容	作業実施欄 当初 変更			
		<ul><li>(6) 配線図(配管、ケーブルラック等詳細図)</li><li>(7) 配線系統図</li><li>(8) 接地工事図</li><li>(9) 配線経路立体図</li><li>(10) 仮設図</li></ul>				
	5 数量計算	設計仕様及び設計図に基づき、製作据付工事の数量計算を行う。 (1) 製作数量 ① 機器数量表 ② 材料数量表(拾い出し表、内訳表) (2) 据付数量 ① 機器据付・調整数量表 ② 材料数量表(拾い出し表、内訳表) (3) その他必要な数量計算		エ 数量計算 ・監督職員は、当該工事の積算に必要な数量計算項目について、請負者に指示する。		
	6 照 査	照査				
	を記載する。			・運転操作要領作成、施工計画書、概算工事費積算が必要な場合は、記載する。 【業務成果に基づく予定工事を「設計・施工一括発注方式」とするもののうち、同方式に対応させた設計検討を行う業務については適宜作業内容を補正する。】		

	=	記載	例		
項目		内		容	
別 紙 ○ (第 1-5 条、第 5-1 条関連)	【設計業務の割合】 調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同表 A~D まっる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とするし、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に消場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。				割合とする。ただ
	業種区分	A	В	С	D
	建設コンサルタ ント(土木関係の もの)	直接人件費の 額	直接経費の 額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
【調査業務の割合】 調査基準価格算定に用いる割合は、予定価格算出の基礎となった同まる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得たし、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、い場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。				割合とする。ただ	
	地質調査	直接調査費の 額	間接調査費の 額に10分の9 を乗じて得た 額	解析等調査業務費 の額に10分の8を 乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.5 を乗じ て得た額

	作成要領及で	び 留 意 事 項	
内		容	契約書 共通仕様書